

違法逮捕後の勾留の可否

【文 献 種 別】 決定／富山地方裁判所

【裁判年月日】 令和 2 年 5 月 30 日

【事 件 番 号】 令和 2 年（む）第 81 号、令和 2 年（む）第 82 号

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 刑事訴訟法 197 条 1 項・198 条 1 項・204 条 1 項・205 条 1 項・206 条・433 条

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25566313

名古屋大学教授 宮木康博

事実の概要

被疑者は、自宅アパートの周囲から同居人の遺体が発見されたことから、令和 2 年 5 月 5 日午後 4 時頃、警察署への同行を求められた。事情聴取後、捜査官は、被疑者宅を捜索するなどの必要があったために宿泊を提案し、被疑者は、用意されたホテルに連れられて宿泊した。

その後、被疑者は、5 月 6 日から 10 日までの 5 日間、連日、捜査官の付き添いの下、ホテルから警察署に向かい、休憩を挟みながら概ね午前中から夜間に至るまで取調べを受け、終了後も、捜査官に付き添われてホテルに向かい宿泊した。

食事等の休憩時間は取調室のドアが開放されていたものの、捜査官が取調室に面した廊下に待機しており、トイレの際も物音がしない状況等があると、高窓から覗いて様子を見ることもあった。また、被疑者が、宿泊費の出金等のために出かける際も 2 名の捜査官が同行した。さらに、捜査官は、常に被疑者の宿泊する客室前付近の廊下で逃亡等の警戒を続けていた。

取調べを通して、被疑者が死体遺棄について明確に否認したことはなく、7 日付けの供述調書には、死体を捨てたことは間違いない旨述べたとの記載があったほか、取調べ状況報告書の「逮捕・勾留の有無及び罪名」欄には、いずれも「殺人」と記載されていた。また、取調べを通して、10 通の供述調書が作成されたが、10 日に録取された供述調書においては、被疑事実は「殺人」とされ、犯行態様などが詳細に録取されていた。

被疑者は、11 日午後 5 時 55 分に死体遺棄の被疑事実で通常逮捕され、勾留に続き勾留期間が延長された。これに対し、弁護人から上記裁判の取

消し等を求める準抗告が申し立てられ、準抗告審は、いずれの裁判も取り消した。これにより、被疑者は、27 日に釈放されたが、同日、本件殺人の被疑事実で通常逮捕された。しかし、続く勾留請求および接見等禁止請求が却下されたことから、検察官が準抗告を申し立てた。

決定の要旨

「1 被疑者は 6 夜にわたり、捜査官の手配したホテルに宿泊したところ、捜査官は、被疑者が宿泊するホテルの客室の前に張り込んで被疑者の動静を監視しており、警察署との往復には、捜査官による付き添いがなされている。また、この間、連日にわたりおおむね午前中から夜間に至るまでの長時間にわたって取調べが続けられた。このような取調べ状況等からすれば、ホテルでの宿泊について、被疑者宅の検証及び捜索差押えのため被疑者を自宅に帰宅させることが困難な事情があったことや、取調べの間、適宜休憩を挟んでいたこと、ホテル宿泊や取調べについて外形的には被疑者の承諾を得る形で行われていたことなどを考慮しても、……連日、捜査官に監視されている状態でホテルに宿泊し、そのホテルに捜査官が迎えに来て警察署に連れていかれ、長時間取調べを受け、休憩時間も常に捜査官が付近にいた上、またホテルに戻っても監視されるという環境に置かれていた被疑者において、任意同行を拒もうと思えば拒むことができ、取調べの途中から帰ろうと思えば帰ることができた状況にあったとは到底いえず、かかる状況は実質的に逮捕と同視し得る。

……本件被疑事実は、殺人であり、同一客体の死体遺棄の被疑事実と密接に関連するところ、被

害者と被疑者の関係性や、被害者は、被疑者らが同居していたアパートに近接した場所で発見されたことなどからすれば、同月5日の任意同行の時点において、被疑者が本件被疑事実に関与していることが疑われていたといえる。……同月6日から同月10日までの取調べ状況報告書の罪名が『殺人』とされていたことや、同月7日の時点で死体遺棄について認める内容の供述調書が作成された後も、連日、長時間にわたる取調べが行われたこと、同月10日には、本件被疑事実について犯行態様等を詳細に録取した調書が作成されていることからすれば、上記期間中における取調べは、専ら死体遺棄の被疑事実について行われたとはいえず、同月5日の実質的な逮捕の被疑事実には、本件被疑事実である殺人も含まれていたと評価するのが相当である。

そうすると、遅くとも、同月5日の聴取後にホテルで被疑者の監視を始めた時点から、実質的には逮捕状によらない違法な逮捕がされたということができ、実質的な逮捕の時点から計算して勾留請求までにおける制限時間不遵守の違法が認められる。

2 本件においては、……5月27日に本件被疑事実について逮捕状による逮捕がされているが、同逮捕状の請求手続自体に制限時間不遵守等の瑕疵は認められず、……死体遺棄の事実により逮捕勾留がされたことにより、殺人の被疑事実による実質的な逮捕の状態が一旦解消されたという見方もできなくはない。

……しかしながら、……先行する手続の違法性が重大であることからすれば、司法の廉潔性や違法捜査抑止の観点に照らして、本件被疑事実による逮捕は違法な再逮捕として許されないといわざるを得ない。

3 以上によれば、本件勾留請求には制限時間不遵守の重大な違法があるから、本件勾留請求は却下すべきであり、勾留が適法であることを前提とする本件接見等禁止請求も却下すべきである。」

判例の解説

一 問題の所在

本決定は、直接的には、殺人という重大な被疑事実に関する勾留が認められなかったことが、副次的には、昭和59年に、最高裁が、相当性判断

の箇所ではあるものの、4日間の宿泊を伴う取調べに対し、「妥当とはいえない¹⁾」として強い疑問を投げかけていたにもかかわらず²⁾、今なお6日に及ぶ宿泊を伴う取調べがなされたことから、「富山ケース」として注目を集めた事案である³⁾。

本決定では、警察署への同行等が「実質的に逮捕と同視しうる」と判断されているが、本件は令状等において被疑事実が顕在化されることのない実質的逮捕が問題となる事案であるため、直接問題となった殺人を被疑事実とする勾留の許否との関係では、先行する実質的な身体拘束の基礎とされた被疑事実が「死体遺棄」であったのか、「殺人」であったのかがなお問題となる。

以下では、それらに順次検討を加えるとともに、その他の判示事項についても若干取り上げる。

二 任意同行等と実質的逮捕

1 捜査機関は、逮捕に先行して被疑者を警察署等に同行し、引き続き取調べを行うことがある(刑訴法198条1項、197条1項)。しかし、こうした処分が強制連行や強制留め置きに至っていれば、無令状逮捕として許されない(実質的逮捕)。

2 実質的逮捕に当たるか否か、すなわち、被疑者の意思に反して、出頭拒否や退去の自由といった身体的自由を著しく制約するものであるか否か(身体拘束の程度に至っているか否か)について、学説上は、主に、同行を求めた時刻・場所、同行の方法・態様、同行後の状況(特に取調べ時間・監視状況等)、同行の必要性などの客観的状況を考慮して、「任意同行を拒もうと思えば拒むことができたかどうか、途中から帰ろうと思えば帰ることができたかどうか」を判断し、拒絶の意思が明示されていない場合であっても実質的逮捕と評価すべき⁴⁾との方向で議論されてきたとされる⁵⁾。裁判例においても、例えば、富山地決昭54・7・26は、被疑者から帰宅ないし退室について明示の申出がなかった事案で、同行後の状況に関して、「長時間」であることや「深夜にまで及[んでいる]」こと、「事実上の監視付き」であることを指摘したうえ、「通常は遅くとも夕食時には帰宅したいとの意向をもつと推察」し、「被疑者にその意思を確認したり、自由に退出したり外部に連絡をとったりする機会を与え[る]」といった任意性を確保するための配慮が欠けていたなどとして、実質的逮捕であったと判断している⁶⁾。

3 しかし、最高裁昭和 59 年決定が、被疑者を 4 日間ホテル等に宿泊させ、捜査官が隣室に泊まったり、その周辺を張り込む等したりしてその動静を監視したうえ、自動車で警察署との間を送り迎えして連日朝から夜 11 時頃までの長時間の取調べを行った事案において、「宿泊を伴う連日にわたる長時間の取調べに応じざるを得ない状況に置かれていたものとみられる一面もあり」としつつも、被疑者の明確な拒絶の意思表示がなかったことを重要視して、強制処分性を否定したようにみる判断をしたことから、実質的逮捕に関するそれまでの判断とは異なる評価方法による可能性が指摘されている。すなわち、本決定によれば、取調べが自由拘束的で一般人ならば容易に応じないようなものであっても、明示的に拒否する被疑者の「意思を制圧」しなければ、実質的逮捕とは評価されないとしたものと解するのである⁷⁾。続く最高裁平成元年決定も、徹夜の 20 時間を超える長時間の取調べがなされた事案において、取調べを拒否して帰宅しようとしたことはないことなどを挙げて強制処分性を否定している⁸⁾。

昭和 59 年や平成元年の決定文からは、強制処分性を否定した理由は必ずしも明らかではないが、前者は宿泊施設への宿泊を自ら望んだ事情があることが、後者においては、自ら進んで取調べを願う旨の承諾があったことが認定されている。こうした状況下で被疑者が拒絶の意思を明示していない事情が意思に反する身体拘束か否かの判断において考慮されたとみることも、(どの程度の推認力をもつ事情といえるかは格別、) 不当とまではいえないであろう。前掲富山地決も、拒絶意思の明示がないとしても、「任意の取調べであるとする他の特段の事情の認められない限り」としているのである。両最高裁決定は、いずれもかなり判断の微妙な事案ではあるが⁹⁾、最高裁が、明示された拒絶意思を制圧していない限り、実質的逮捕とはいえないとの評価方法を用いたものとまではいい切れないように思われる¹⁰⁾。

4 他方で、学説上は、かねてより、任意同行等が実質的逮捕に当たるかが問題となる局面での判断と取調べ中の自白の証拠能力との関係で当該取調べが実質的逮捕などの強制手段を用いたか否かが問題となる局面での判断とは必ずしも平行なものになるとはいえないと指摘されてきた¹¹⁾。

より具体的には、上記両最高裁決定が、実質的逮捕の存在それ自体ではなく、自白の任意性判断の局面について、供述者の心理や認識といった主観面への影響の有無との関係で、それを否定するほどの強制手段がとられたか否か(明示された拒絶意思を制圧したか否か)についての判断基準を示したものと理解が示されている¹²⁾。

上記両最高裁決定が、実質的逮捕を取調べのために用いることが許されないことを示したと解されることからすれば、端的に実質的逮捕が許されないことを判断する局面における判断基準や考慮事項との異同はなお検討を要するといえ¹³⁾、本件の本案審理の動向が注目される。

5 いずれにしても、被疑者が任意同行等に明確な拒絶意思を示していないことが強制処分性を否定する事情になるとしても、それは拒絶意思を明示できる状況にあることが前提になるため、拒絶意思を明示していない一事をもって、意思に反していないとの認定が可能となるわけではない。本決定は、宿泊や取調べについて「外形的には被疑者の承諾を得る形で行われていた」としつつも、被疑者の置かれた客観的状況から、「任意同行を拒もうと思えば拒むことができ、取調べの途中から帰ろうと思えば帰ることができた状況にあったとは到底いえ[ない]」として、実質的逮捕に当たると判断している。上記両最高裁決定とは異なり、他に任意性を基礎づける事情がない以上、この判断に異論はないであろう(最高裁は、検察官の特別抗告の申立てを 433 条の抗告理由に当たらないとして棄却している¹⁴⁾)。

三 実質的逮捕の被疑事実

1 逮捕に違法がある場合、そのことが勾留請求の許否の判断に影響を及ぼす点に争いはない¹⁵⁾。したがって、準抗告審は、勾留または勾留請求却下の原裁判に違法があるか否かを判断する際、勾留の理由や必要性のほかに、逮捕手続の適法性も検討することになる。もっとも、逮捕手続の違法が直ちに勾留請求の却下に結び付くわけではなく、いかなる違法があれば勾留請求を却下すべきかについては議論があるが、本件では、実質的逮捕がなされた時点を起算点とすると、法が定める勾留請求までの時間を超過しており(204 条 1 項、205 条 1 項)、免責事項も見受けられないことからすれば(206 条)、勾留請求を認めなかつ

た原裁判を違法とすべき事由はないといえる。

検討を要するのは、本件の実質的逮捕の被疑事実は何であるかである。本件のそれが死体遺棄(のみ)であるとする、殺人とは併合罪関係にあることから、殺人での正式な逮捕およびそれに引き続く勾留請求が直ちに違法とされるわけではないからである。

2 問題は、令状逮捕とは異なり、被疑事実が文字通りには顕在化していない場合に、どのように身体拘束の基礎とされた被疑事実を判断するかにある。この点につき、本決定は、「〔本件の〕取調べは、もっぱら死体遺棄の被疑事実について行われたとはいえず、……実質的な逮捕の被疑事実には、本件被疑事実である殺人も含まれていたと評価するのが相当である」との判断を示している。

本件の被疑者については、別の準抗告審において、死体遺棄に関して既になされた勾留および勾留期間延長の裁判がいずれも取り消されている。そうした判断になった理由は明らかではないが、もっぱら死体遺棄の被疑事実について行われた実質的逮捕であったことが理由にされていたとすれば、「〔本件の〕取調べは、もっぱら死体遺棄の被疑事実について行われたとはいえず〔ない〕」とする理由付けとは矛盾しかねない。本件の実質関係からは、もっぱら殺人の実質的逮捕とみることもできようが、そのような判断がなされなかったのは、死体遺棄での勾留等が取り消されたことに一因があったのかもしれない。

いずれにしても、勾留請求までの時間が超過しているといえるためには、当該実質的逮捕が殺人の被疑事実によるものであったという実体が必要であり、本件の実質的逮捕に殺人の被疑事実が「含まれていた」だけでは不十分なはずである。そうすると、この判示部分は、前段のみでなく、後段と一体となって理由をなしていると読むべきといえよう。すなわち、本件取調べは、もっぱら死体遺棄のみの被疑事実について行われたのではなく、もっぱら殺人の被疑事実についても行われていたとの判断がなされたとみるのである。本決定も指摘するように、死体遺棄と殺人とが密接に関連する本件のような場合は、双方の被疑事実による実質的逮捕の実体があるとの判断に窮することはないかもしれない。しかし、併合罪関係にある場合、双方が密接に関連しないケースが通常だとすれば、実質的逮捕の被疑事実をいかにして判断

するのかは、なお検討を要する課題であろう。

四 再逮捕と勾留

本件の勾留請求の許否をめぐる判断は、以上の検討によってなされるものであるが、本決定では、判示2において、殺人による正式逮捕の適否についても検討が加えられている。

確かに、実質的逮捕を理由に勾留請求が却下された場合に、同一の被疑事実についての再逮捕・再勾留が一切許されないわけではなく、逮捕手続の違法の程度と再度の身体拘束の必要性いかんによっては許容される余地がある。しかし、本件では、勾留請求の制限時間超過という法が勾留を認めないことを明言する場合に該当しており、勾留を認める余地がないことからすれば、再逮捕の許否を検討する必然性はなかったように思われる。

●——注

- 1) 最決昭59・2・29刑集38巻3号479頁。
- 2) 龍岡資晃「判解」昭和59年度最判解刑事篇185頁。
- 3) 「富山県警察による違法捜査に抗議し再発防止を求める会長声明」(富山県弁護士会2020年6月9日)など。
- 4) 小田健司「任意同行と逮捕の始期」新聞雅夫ほか『増補 令状基本問題(上)』(判例時報社、1996年)131～135頁、堀籠幸男「任意同行と捜査の始期」判タ296号(1973年)65頁など。
- 5) 堀江慎司「判批」刑訴法判例百選〔第9版〕(2011年)17頁。
- 6) 富山地決昭54・7・26判時946号137頁。
- 7) 上口裕「被疑者の任意同行と取調べ」刑訴法の争点〔第3版〕(2002年)56～57頁。
- 8) 最決平元・7・4刑集43巻7号581頁。
- 9) 最高裁昭和59年決定が強制処分性を否定したことを疑問視する見解として、後藤昭「判批」刑訴法判例百選〔第10版〕(2017年)15頁など。
- 10) 堀江・前掲注5)は、「従来の議論とは些か趣を異にする」とする。川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法(捜査・証拠篇)』(立花書房、2016年)55頁も参照。
- 11) 龍岡資晃「判批」刑訴法判例百選〔第5版〕(1986年)15頁、川口政明「任意同行と逮捕」刑訴法の争点〔新版〕(1991年)54頁、田村政喜「判批」刑訴法判例百選〔第9版〕(2011年)14頁などのほか、松田岳士「判批」刑訴法判例百選〔第8版〕(2005年)35頁参照。
- 12) 斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』(日本評論社、2019年)64頁。
- 13) 宇藤崇「被疑者の取調べ」刑訴法の争点(2013年)64頁。
- 14) 最決令2・6・8LEX/DB25566315。
- 15) 根拠論については、拙稿「逮捕前置主義の意義」刑訴法の争点(2013年)69頁など参照。